

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
城里町	小松地区 (増井、磯野、上入野)	令和4年3月31日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	389 ha
②農地利用状況調査に回答した農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	209 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	82 ha
後継者未定の農業者の耕作面積の合計(再掲)	64 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	34 ha
(備考) ④は、地区内の認定農業者、認定新規就農者等の経営改善計画書等に基づき算出しています。	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多いため、新たな担い手の確保が必要である。

実質化に向けた地域アンケートでは、自分が耕作できなくなったときには、地区内の担い手に貸し付けたいという回答が多かった。農業者の多くが60歳以上の兼業農家であるため、後継者の育成や定年帰農者の確保が課題である。

増井地区では、水田の基盤整備が予定されているため、地域での話し合いを重ねている。基盤整備を進める上では、担い手への農地集積が必須要件であるため、土地改良事業と連携した農地の集積・集約化を検討している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内で営農している認定農業者、認定新規就農者等を中心経営体に位置づける。

中心経営体が効率良く農地を耕作できるように農地中間管理事業による集積・集約化を進め、中心経営体の経営規模拡大を支援する。

注: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

<裏面に続く>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		農業を営む範囲
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
別紙のとおり						
計	22経営体		73.5 ha		107 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地中間管理機構の活用方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 圃場が分散していると受け手が確保できないため、地域の意向を把握し、農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付けられるようにする。・ 制度の周知と出し手・受け手の確保に努める。
<p>【高収益化、販売先の確保】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 有機農法の導入や栽培技術の確立、規格の統一により農産物のブランド化を図る。・ 多様な販路の確保や、6次産業の推進により、農業者の経営安定を図る。
<p>【鳥獣被害防止対策】</p> <p>野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、城里町鳥獣被害防止計画に基づき、集落ぐるみで鳥獣被害を防ぐ環境づくり（被害地を中心とした点検、田畑周辺の刈払い、耕作放棄地の共同管理等）をする。</p>
<p>【地域の共同活動】</p> <p>多面的機能支払交付金等の制度を活用し、地域の共同活動を継続し、地域資源の適切な保全管理を推進する。</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 集積が困難な農地については、家庭菜園や体験農園としての活用を検討する。・ 機械の共同利用、作業請負による兼業農家の負担軽減。